都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																														
		1. 就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
61	61	49	53	26	27	48	49	61	4	3	13	13	0	2	55	0	4	4	5	34	23	0	0	0	4	4	34	3	19	30	3	10	10
福岡県	北九州市	○	○		○	○	○	○			○	市の公式LINE、Twitter、フェイスブックに掲載			○				○						○	申請方法は、ア.の学校申請と直接申請があり、直接申請の場合は各区役所の子ども・家庭相談コーナーに申請書を提出する。				○	○	○	市の公式LINE、Twitter、フェイスブックに掲載
福岡県	福岡市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	給食費決定通知書や児童扶養手当決定通知書に案内チラシを同封して送付			○						○						○		○	○	○		
福岡県	大牟田市	○	○			○		○							○					○									○	○			
福岡県	久留米市	○	○			○	○	○							○						○						○		○	○			
福岡県	直方市	○	○	○	○	○	○	○							○					○							○		○	○			
福岡県	飯塚市	○	○	○	○	○	○	○									○	9月末までの申請は年度当初から援助、10月1日から2月末までの申請は10月1日から援助する（ただし、転入生は転入した日から）。			○											○	毎年2月に各学校を通じて全児童生徒へお知らせを配布している。また、子育てガイドブックへの掲載、市HPやSNS(ライン・Twitter)を使い周知を図っている。就学時健康診断の際には、通知書に就学援助（入学前支給）のお知らせをカラー印刷したものを同封し、保育園へ同様のお知らせを掲示依頼している。
福岡県	田川市	○	○		○	○	○	○							○										○	準要保護については、希望者が教育委員会に申請書を提出し、要保護については、生活支援課からの通知により要保護を把握するため、申請制ではない。	○			○		○	在校生には、学校を通じて、就学前には、就学児検診時に就学援助申請について案内を配布し、漏れなく周知をするようにしている。
福岡県	柳川市	○	○			○	○	○							○						○						○						
福岡県	八女市	○	○	○	○	○	○	○							○					○							○			○			
福岡県	筑後市	○				○	○	○			○	教育委員会から送付する就学時検診（入学前）の案内に、就学援助に関する案内を同封して送付している。			○				○												○	入学前の就学時健診、心臓健診で案内、就学している児童生徒については学校配布に加え、スクールソーシャルワーカーからの配布、 校納金滞納者への案内、前年度対象者に対しては学校事務と連携して未申請者への案内を行っている。
福岡県	大川市	○	○	○		○	○	○							○						○						○		○	○			
福岡県	行橋市	○	○		○		○	○							○						○									○			
福岡県	豊前市	○	○		○	○	○	○							○										○	入学支度金の早期支給希望者は教育委員会に提出。その他の申請希望者は学校に提出。	○						
福岡県	中間市	○	○		○	○	○	○							○						○											○	世帯人員の変更があった場合に変更内容に応じて適宜、制度の案内を行っている。
福岡県	小郡市	○	○	○	○	○	○	○						○							○								○				
福岡県	筑紫野市	○	○	○	○	○		○							○				○	○	○						○						
福岡県	春日市	○	○	○	○	○	○	○			○	春日市子育てガイド「すくすく」に制度を掲載、他所管（制度）の案内文書等に掲載、窓口案内			○					○						○		○	○			
福岡県	大野城市	○	○		○	○	○	○							○										○	申請を希望する者が学校もしくは市内4ヶ所に設置している地域行政センターに提出	○		○	○			
福岡県	宗像市	○	○				○	○			○	前年度の認定者には制度案内及び申請書を各戸郵送している。就学時健康診断の通知時に案内を同封している。					○	4月～6月分のみ申請締切を設定し、その後は随時申請を受け付けている。		○							○				○			
福岡県	太宰府市	○	○	○	○	○	○	○							○					○							○			○			

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																															
		1. 就学援助制度の周知方法																															
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)										(2) (1)のコの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)					(4) (3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)							(6)(5)のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)						(8) (7)のカの内容
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他		ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	
61	61	49	53	26	27	48	49	61	4	3	13	13	0	2	55	0	4	4	5	34	23	0	0	0	4	4	34	3	19	30	3	10	10
福岡県	古賀市	○	○		○	○	○	○							○					○							○	○	○	○			
福岡県	福津市	○			○		○	○							○						○											○	(1)で回答した周知を徹底している。
福岡県	うきは市	○	○				○	○						○							○								○				
福岡県	宮若市	○	○	○	○	○	○	○							○					○							○			○			
福岡県	嘉麻市	○	○			○		○							○					○												○	年度当初の申請期間中に、学校に対して申請者名簿を配布し、未申請者に対して個別対応を行っている。
福岡県	朝倉市	○	○	○	○		○	○							○						○							○	○	○			
福岡県	みやま市	○		○		○	○	○							○					○							○						
福岡県	糸島市	○	○	○		○	○	○							○					○									○				
福岡県	那珂川市	○	○			○	○	○							○						○									○			
福岡県	宇美町	○	○	○		○		○	○								○	1月末まで随時申請を受け付けており、当初締切(6月末日)を過ぎた申請の場合は申請月からの援助			○						○			○			
福岡県	篠栗町	○	○		○	○	○	○			○	入学通知送付時に書類を同封			○					○									○	○			
福岡県	志免町	○	○	○			○	○							○					○							○						
福岡県	須恵町	○	○			○	○	○			○	各学校の安心安全メールにて、就学援助に関するチラシを児童生徒に配布している旨のお知らせを行っている。					○	申請開始日を設定し、その後は随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月翌月分から援助		○							○						
福岡県	新宮町		○				○	○							○				○								○						
福岡県	久山町		○			○	○	○							○						○						○	○	○				
福岡県	粕屋町	○	○	○		○	○	○							○					○							○						
福岡県	芦屋町	○	○	○		○		○							○					○							○		○	○			
福岡県	水巻町	○	○	○	○	○	○	○							○						○						○			○			
福岡県	岡垣町	○	○	○		○		○							○					○										○			
福岡県	遠賀町	○	○		○	○		○							○					○										○			

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																														
		1. 就学援助制度の周知方法																														
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)										(2) (1)のコの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)					(4) (3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)							(6)(5)のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)						(8) (7)のカの内容
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けて当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けて締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他		ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	
61	61	49	53	26	27	48	49	61	4	3	13	13	0	2	55	0	4	4	5	34	23	0	0	0	4	4	34	3	19	30	3	10	10
福岡県	小竹町	○	○	○	○	○		○							○						○						○			○			
福岡県	鞍手町						○	○							○				○										○				
福岡県	桂川町	○	○	○		○	○	○		○					○					○							○						
福岡県	筑前町	○	○			○	○	○	○		○	・就学時健康診断の際に町の施設で就学援助制度の書類を配布 ・転入手続き時に住民課から案内を配布			○						○										○			
福岡県	東峰村		○				○	○			○	毎年度末に前年認定者に教育委員会から書類を送付			○					○										○			
福岡県	大刀洗町	○	○	○	○	○	○	○							○						○						○		○	○			
福岡県	大木町					○	○	○							○						○						○						
福岡県	広川町	○				○	○	○	○						○					○									○				
福岡県	香春町					○		○							○					○							○						
福岡県	添田町	○	○			○	○	○							○					○							○						
福岡県	糸田町	○	○			○	○	○							○					○												○	期間をあけて再周知している
福岡県	川崎町	○	○		○		○	○		○	○	教育委員会から新入学児童の保護者あてに案内を送付			○					○							○						
福岡県	大任町		○		○		○	○							○					○							○						
福岡県	赤村			○		○	○	○							○					○												○	教育委員会が作成した保護者宛ての文書を、学校を通じて全児童生徒から保護者に対して周知している。
福岡県	福智町	○	○				○	○			○	就学児童生徒に文書で配布及び就学前児童へは就学前検診の際に文書を配布。			○					○												○	毎年1月～2月頃に町立学校在籍の全児童生徒へ文書を配布及び就学前児童へ就学前検診の際に文書を配布。 HPや広報誌での制度の周知。
福岡県	苅田町		○	○				○							○						○									○			
福岡県	みやこ町	○	○	○		○	○	○			○	就学時健康診断の際に教育委員会が就学支援制度の書類を配布			○						○								○	○			
福岡県	吉富町		○			○		○							○					○							○						
福岡県	上毛町		○	○	○	○		○							○					○										○			
福岡県	築上町	○	○		○	○	○	○		○	○	子育て・健康支援課の窓口で、児童扶養手当申請時に配布。 毎学期学校で配布			○				○	○	○						○						

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																															
		1. 就学援助制度の周知方法																															
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに〇)										(2) (1)のコの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに〇)					(4) (3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに〇)							(6)(5)のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに〇)							(8) (7)のカの内容
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他		ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	
61	61	49	53	26	27	48	49	61	4	3	13	13	0	2	55	0	4	4	5	34	23	0	0	0	4	4	34	3	19	30	3	10	10
福岡県	吉富町外一市中学校組合		○			○	○	○							○					○										○			

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																			
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																			
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの１つに〇）																																			
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに〇）											＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに〇をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに〇）					＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へ伝えた場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
61	61	56	3	1	0	0	1	1	56	0	1	2	0	0	0	0	0	0	9	46	1	44	46	21	22	35	3	7	1	12	7	7	0	0	0	0	1	0	1
福岡県	北九州市	○							○											○		○	○		○														
福岡県	福岡市	○							○											○		○	○	○	○	○	○	○	○										
福岡県	大牟田市	○							○										○			○								○									
福岡県	久留米市	○							○											○		○	○							○									
福岡県	直方市	○							○											○		○	○	○	○	○		○											
福岡県	飯塚市	○							○											○		○	○		○	○													
福岡県	田川市	○							○											○		○	○								○	保護者へ送付する就学時健康診断の案内の中に就学援助の案内も同封している。								
福岡県	柳川市	○							○											○			○							○									
福岡県	八女市	○							○											○											○	就学時健康診断の案内に同封して周知								
福岡県	筑後市	○							○											○		○		○		○				○									
福岡県	大川市	○							○											○		○	○	○		○													
福岡県	行橋市	○							○											○		○	○		○														
福岡県	豊前市	○							○											○		○	○		○	○													
福岡県	中間市	○							○											○		○	○		○														
福岡県	小郡市	○							○											○		○	○	○	○	○	○												
福岡県	筑紫野市	○							○											○		○	○		○	○													
福岡県	春日市	○							○										○			○	○		○	○				○									
福岡県	大野城市	○							○										○			○	○		○	○													
福岡県	宗像市	○							○											○		○	○								○	今年度の認定者のうち、対象者がいる世帯へ制度案内及び申請書を各戸郵送している。 就学時健康診断の通知時に案内を同封している。								
福岡県	太宰府市	○							○											○		○	○	○	○	○		○											

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																				
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																				
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの１つに〇）																																				
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに〇）											＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに〇をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに〇）					＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園の幼児や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へ転居した場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
61	61	56	3	1	0	0	1	1	56	0	1	2	0	0	0	0	0	0	9	46	1	44	46	21	22	35	3	7	1	12	7	7	0	0	0	0	1	0	1
福岡県	古賀市	○							○											○		○	○		○	○													
福岡県	福津市	○							○											○		○									○	就学時健診の際に会場で案内を配布している。（健康福祉センターが会場のため、学校では配布しない。）							
福岡県	うきは市	○							○											○		○	○			○													
福岡県	宮若市	○							○											○		○	○	○	○	○													
福岡県	嘉麻市	○							○											○		○	○			○				○									
福岡県	朝倉市	○							○											○		○	○	○	○	○	○												
福岡県	みやま市	○							○											○			○	○															
福岡県	糸島市	○							○											○		○	○	○		○				○									
福岡県	那珂川市	○							○											○		○	○			○													
福岡県	宇美町	○							○											○		○	○	○		○													
福岡県	篠栗町	○							○											○		○	○	○	○	○					○	入学通知送付時に書類を同封							
福岡県	志免町	○							○											○		○	○	○						○									
福岡県	須恵町	○							○											○		○	○			○				○									
福岡県	新宮町	○							○										○				○	○															
福岡県	久山町	○							○											○						○													
福岡県	粕屋町	○							○											○		○	○	○															
福岡県	芦屋町	○							○											○		○	○	○		○		○											
福岡県	水巻町	○							○											○		○	○		○	○													
福岡県	岡垣町	○							○											○		○	○	○		○				○									
福岡県	遠賀町	○							○										○			○	○		○	○					○	町内の幼稚園・保育園にポスターを掲示							

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																					
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの１つに〇）																																					
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに〇）											＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに〇をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに〇）					＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
61	61	56	3	1	0	0	1	1	56	0	1	2	0	0	0	0	0	0	9	46	1	44	46	21	22	35	3	7	1	12	7	7	0	0	0	0	1	0	1
福岡県	小竹町	○							○											○		○	○	○	○	○		○											
福岡県	鞍手町	○							○										○					○															
福岡県	桂川町	○							○												○	○	○			○		○											
福岡県	筑前町	○							○											○			○			○					○	・就学時健康診断の際に町の施設で案内を配布							
福岡県	東峰村			○																																○		村独自の子育て支援金制度（小・中・高入学時）
福岡県	大刀洗町	○							○											○		○	○		○														
福岡県	大木町	○							○											○						○													
福岡県	広川町	○							○										○			○								○									
福岡県	香春町	○							○											○						○													
福岡県	添田町	○							○											○		○	○			○													
福岡県	糸田町	○							○										○			○	○			○													
福岡県	川崎町	○							○										○			○	○							○									
福岡県	大任町		○									○																											
福岡県	赤村		○								○																												
福岡県	福智町		○									○																											
福岡県	苅田町	○							○											○			○	○															
福岡県	みやこ町	○							○											○		○	○	○		○													
福岡県	吉富町	○							○											○			○			○													
福岡県	上毛町	○							○											○					○														
福岡県	築上町	○							○											○		○	○		○			○											

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																				
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																				
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの１つに〇）																																				
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに〇）											＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに〇をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに〇）					＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
61	61	56	3	1	0	0	1	1	56	0	1	2	0	0	0	0	0	0	9	46	1	44	46	21	22	35	3	7	1	12	7	7	0	0	0	0	1	0	1
福岡県	吉富町外一市中学校組合						〇	小学校設置無																														

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																	
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																											3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）							
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの１つに○）																											（1）当てはまるもの１つに○							（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容							
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
61	61	56	3	1	0	0	1	1	56	0	1	2	0	0	0	0	0	0	9	46	1	0	0	0	1	0	1	21	2	32	2	0	0	4	4
福岡県	北九州市	○							○											○										○					
福岡県	福岡市	○							○											○								○							
福岡県	大牟田市	○							○										○									○							
福岡県	久留米市	○							○											○								○							
福岡県	直方市	○							○											○								○							
福岡県	飯塚市	○							○											○								○							
福岡県	田川市	○							○											○										○					
福岡県	柳川市	○							○											○								○							
福岡県	八女市	○							○											○								○							
福岡県	筑後市	○							○											○								○							
福岡県	大川市	○							○											○								○							
福岡県	行橋市	○							○											○								○							
福岡県	豊前市	○							○											○										○					
福岡県	中間市	○							○											○								○							
福岡県	小郡市	○							○											○								○							
福岡県	筑紫野市	○							○											○								○							
福岡県	春日市	○							○										○											○					
福岡県	大野城市	○							○										○									○							
福岡県	宗像市	○							○											○														○	令和4年中の合計所得を基準とし、見直しを行う以前の平成25年4月時点の生活保護基準を維持した。
福岡県	太宰府市	○							○											○										○					

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																											3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）							
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの１つに○）																											（1）当てはまるもの１つに○							（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容							
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
61	61	56	3	1	0	0	1	1	56	0	1	2	0	0	0	0	0	0	9	46	1	0	0	0	1	0	1	21	2	32	2	0	0	4	4
福岡県	古賀市	○							○											○								○							
福岡県	福津市	○							○											○														○	実施していない。
福岡県	うきは市	○							○											○										○					
福岡県	宮若市	○							○											○										○					
福岡県	嘉麻市	○							○											○										○					
福岡県	朝倉市	○							○											○										○					
福岡県	みやま市	○							○											○														○	令和元年度～3年度まで新型コロナウイルス感染症による家計急変を対象に援助を行ったが、問い合わせおよび申請ともに極めて少なかったことから、令和3年度で終了した。
福岡県	糸島市	○							○											○								○							
福岡県	那珂川市	○							○											○								○							
福岡県	宇美町	○							○											○										○					
福岡県	篠栗町	○							○											○										○					
福岡県	志免町	○							○											○											○				
福岡県	須恵町	○							○											○										○					
福岡県	新宮町	○							○										○											○					
福岡県	久山町	○							○											○										○					
福岡県	粕屋町	○							○											○										○					
福岡県	芦屋町	○							○											○											○				
福岡県	水巻町	○							○											○										○					
福岡県	岡垣町	○							○											○										○					
福岡県	遠賀町	○							○										○										○						

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																										3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）							
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの１つに〇）																										（1）当てはまるもの１つに〇							（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに〇）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容							
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
61	61	56	3	1	0	0	1	1	56	0	1	2	0	0	0	0	0	0	9	46	1	0	0	0	1	0	1	21	2	32	2	0	0	4	4
福岡県	小竹町	〇							〇											〇								〇							
福岡県	鞍手町	〇							〇										〇									〇							
福岡県	桂川町	〇							〇												〇									〇					
福岡県	筑前町	〇							〇											〇										〇					
福岡県	東峰村			〇																					〇		村独自の子育て支援金制度（小・中・高入学時）			〇					
福岡県	大刀洗町	〇							〇											〇										〇					
福岡県	大木町	〇							〇											〇										〇					
福岡県	広川町	〇							〇										〇											〇					
福岡県	香春町	〇							〇											〇										〇					
福岡県	添田町	〇							〇											〇								〇							
福岡県	糸田町	〇							〇										〇											〇					
福岡県	川崎町	〇							〇										〇											〇					
福岡県	大任町		〇									〇																		〇					
福岡県	赤村		〇								〇																			〇					
福岡県	福智町		〇									〇																		〇					
福岡県	苅田町	〇							〇											〇								〇							
福岡県	みやこ町	〇							〇											〇									〇						
福岡県	吉富町						〇	中学校設置なし																						〇					
福岡県	上毛町	〇							〇											〇										〇					
福岡県	築上町	〇							〇											〇										〇					

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																		
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																															3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）							
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの１つに〇）																															（1）当てはまるもの１つに〇							（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに〇）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容	ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談が あった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他									
61	61	56	3	1	0	0	1	1	56	0	1	2	0	0	0	0	0	0	9	46	1	0	0	0	1	0	1	21	2	32	2	0	0	4	4
福岡県	吉富町外一市中学校組合	〇							〇											〇														〇	組合規則では、援助の対象者を前年度または当該年度において準要保護として認められる者としており、年度途中の家計急変世帯への対応もこの規則に基づき認定している。

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																		
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																																		5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）で ソ、タ 又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）で ツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）でテと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	4.（1）で ソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
																												（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア、反映させる（新たな認定基準に更新）」に○をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）で「イ、反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
		ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村民税の非課税	ウ、市区町村民税の減免	エ、国民年金保険料の免除	オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童扶養手当の支給	キ、保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク、PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ、個人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	サ、学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ、経済的な理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活福祉資金による貸付付	ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ、市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ、その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			ア、反映させる（新たな認定基準に更新）	イ、反映させない（従前の認定基準を継続）	ア、生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ、生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ、生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるが、対応していない	エ、その他		年	月	
61	61	43	39	30	24	25	39	16	10	15	16	13	12	19	16	36	20	1	0	11	57	0	11	3	34	22	14	12	8	0	0	22	22	
福岡県	北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3					○							平成25	4	20%未満
福岡県	福岡市	○	○	○	○	○	○	○							○		○			○	1.25		特別な事情により令和4年度と比べて令和5年中の収入が減少し、収入の見込みが基準額以下の状態となるもの			○							平成30	4	25%未満
福岡県	大牟田市															○					1.3					○							平成25	4	25%未満
福岡県	久留米市	○	○		○		○										○				1.3					○							平成25年	7	25%未満
福岡県	直方市	○															○				1.2			特別支援学級に在籍する児童生徒については係数を2.45倍とする		○							平成26	10	35%未満
福岡県	飯塚市															○					1.5				○				○						30%未満
福岡県	田川市															○					1.3				○			○							40%未満
福岡県	柳川市	○					○										○				1.3					○							平成24	4	20%未満
福岡県	八女市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○							平成25	4	20%未満
福岡県	筑後市															○					1.3					○							平成24	7	15%未満
福岡県	大川市	○	○															○		○	1.3		児童扶養手当を全額受給している者。												30%未満
福岡県	行橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○					1.3					○							平成26	4	25%未満
福岡県	豊前市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			児童扶養手当一部支給の所得制限限度内												20%未満
福岡県	中間市	○	○	○		○	○			○	○	○	○	○		○				○	1.3		国民年金の掛け金の減免、世帯構成貸付補助金による貸し付け、保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者 または職業安定者登録日雇労働者		○		○								35%未満
福岡県	小郡市		○				○										○				1.3					○							平成30	4	20%未満
福岡県	筑紫野市	○	○	○			○										○				1.3					○							平成24	12	20%未満
福岡県	春日市	○	○				○										○				1.311				○		○								20%未満
福岡県	大野城市	○	○	○			○										○				1.3					○							平成24	4	20%未満
福岡県	宗像市																○				1.2					○							平成25年	4	15%未満
福岡県	太宰府市	○	○				○													○			市民税所得割額の合計額が設定基準額以下である者												20%未満

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																		
		4. 就学援助制度の模拠規定・認定基準について																																		5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）で ソ、タ 又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）で ツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）でテと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	4.（1）で ソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ. その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準によって見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」に○をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）で「イ. 反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																												ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他		年	月	
61	61	43	39	30	24	25	39	16	10	15	16	13	12	19	16	36	20	1	0	11	57	0	11	3	34	22	14	12	8	0	0	22	22	
福岡県	古賀市		○				○									○				○	1.5		当該年度において、失業等で世帯の経済状況が急変した際に、当該年度の収入が生活保護基準額の1.5倍以内と認められる場合		○		○							20%未満
福岡県	福津市	○	○	○	○	○	○	○						○		○					1.3				○				○					15%未満
福岡県	うきは市	○	○	○	○		○							○						○			教育委員会が特に校長意見等に基づき保護者の経済状況により援助の必要を認めた者											15%未満
福岡県	宮若市																○				1.5				○		○							25%未満
福岡県	嘉麻市	○														○					1.5				○				○					55%未満
福岡県	朝倉市	○														○				○	1.2		申請年度又はその前年度において、主たる生計維持者の失職等により家計が困窮した者			○						平成25	4	20%未満
福岡県	みやま市																○				1.3					○							平成25	4	10%未満
福岡県	糸島市	○	○	○			○									○					1.3				○		○							20%未満
福岡県	那珂川市	○	○	○			○							○			○				1.266					○						平成25	4	30%未満
福岡県	宇美町	○	○	○		○	○			○	○				○	○					1.3			個別の所得合計から社会保険料・生命保険料・地震保険料を差し引いた所得金額の合計金額で算定している	○			○						30%未満
福岡県	篠栗町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3				○		○							20%未満
福岡県	志免町	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3				○			○						20%未満
福岡県	須恵町	○	○	○		○	○	○						○		○				○	1.3		・世帯更生貸付補助金による貸付け ・その他、学校長が、特に必要と認める者		○				○					20%未満
福岡県	新宮町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1.4		その他教育委員会が特に必要と認める者		○		○							10%未満
福岡県	久山町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3				○			○						10%未満
福岡県	粕屋町	○	○	○		○	○	○						○	○	○					1.3				○			○						20%未満
福岡県	芦屋町															○					1.3				○				○					30%未満
福岡県	水巻町	○															○				1.25				○		○							35%未満
福岡県	岡垣町	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○					1.25				○				○					15%未満
福岡県	遠賀町		○														○				1.35				○			○						25%未満

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																		
		4. 就学援助制度の模倣規定・認定基準について																											5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について								6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																	（2）（1）で ソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）で ツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でテと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	4.（1）で ソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応									令和4年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪いまたは学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」に○をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）で「イ．反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																									ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他		年	月	
61	61	43	39	30	24	25	39	16	10	15	16	13	12	19	16	36	20	1	0	11	57	0	11	3	34	22	14	12	8	0	0	22	22	
福岡県	小竹町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○				1.5				○		○							35%未満
福岡県	鞍手町	○	○	○	○		○									○					1.5				○		○							30%未満
福岡県	桂川町																○				1.5					○						平成25	7	35%未満
福岡県	筑前町	○	○		○		○									○					1.25				○			○						20%未満
福岡県	東峰村	○	○	○		○	○					○	○	○		○					1.3				○			○						10%未満
福岡県	大刀洗町	○			○	○	○									○					1					○						平成30	4	20%未満
福岡県	大木町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○			○				1.3					○						平成24	12	15%未満
福岡県	広川町																○				1.3					○						平成18	4	15%未満
福岡県	香春町															○					1.3				○		○							40%未満
福岡県	添田町																○				1.2					○						平成30年	4	35%未満
福岡県	糸田町	○	○				○									○					1.2			児童扶養手当受給者は1.3倍を掛ける。	○				○				45%未満
福岡県	川崎町															○					1.3				○			○						45%未満
福岡県	大任町															○					1.3				○			○						40%未満
福岡県	赤村															○					1.3				○		○							35%未満
福岡県	福智町	○														○					1.1				○				○					40%未満
福岡県	苅田町	○	○	○	○	○	○							○		○					1.3				○		○							20%未満
福岡県	みやこ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5				○			○						35%未満
福岡県	吉富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○		○							20%未満
福岡県	上毛町	○	○	○	○	○	○		○											○			遺族年金を受給 DVによる避難のため、児童扶養手当等の受給が不可											20%未満
福岡県	築上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5					○						平成24	12	25%未満

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																				
		4. 就学援助制度の模拠規定・認定基準について																									5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について											6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに〇）																			（2）（1）でソ，タ又はチに〇をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）でツに〇をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）でテと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	4.（1）でソ，タに〇をした場合，平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い，見直し前と比べて，生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」に〇をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。					（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）で「イ．反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																											ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他			年	月	
61	61	43	39	30	24	25	39	16	10	15	16	13	12	19	16	36	20	1	0	11	57	0	11	3	34	22	14	12	8	0	0	22	22	
福岡県	吉富町外一市中学校組合	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇					1.3				〇			〇						20%未満

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について

7. 令和5年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |